

○石川県立白山青年の家使用料条例（昭和四十四年十月二日条例第四十七号）

（趣旨）

第一条 石川県立白山青年の家（以下「青年の家」という。）の使用料については、この条例の定めるところによる。

（使用料）

第二条 青年の家の使用者は、使用料を納めなければならない。

2 使用料は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。第四項において「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するものをいう。以下同じ。）があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受けて使用料を定めたとき又は変更したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

4 使用料は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者の収入とする。

（使用料の納付）

第三条 使用料は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める方法により納付しなければならない。

（使用料の減免）

第四条 指定管理者は、特に必要と認める場合には、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、使用料を減免することができる。

（規則への委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 白山公民館使用料条例（昭和二十二年石川県条例第十三号）は、廃止する。

附 則（平成三十一年三月二十日条例第三号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

」

別表（第二条関係）

区分		使用料の額（一人当たり）
宿泊料	高校生以下	一泊につき 三五〇円
	一般	一泊につき 七九〇円
食事料	朝食	一食につき 三七〇円
	昼食	一食につき 五〇〇円
	夕食	一食につき 六七〇円
冷暖房料		一泊につき 一〇〇円

備考 冷暖房料は、冷暖房期間中のみ徴収する。